＜部会研究＞

児童相談活動の効果増進に関する研究

部会長　研究第８部　高橋　種昭
部会員　研究第８部　湯川　礼子
仁科　義数（千葉県市川児童相談所）
青木　孝志（埼玉県中央児童相談所）
翁川　通輝（東京都児童相談センター）
山内　　茂（横浜女子短期大学）
中　　彦平（聖徳学園短期大学）

Ⅰ　研究目的

児童相談所が発足してから既に35年の歳月が経過した。その間，児童福祉の第一線機関の中核的存在として活発な活動を行ってきたことは衆目の認めるところである。活動の内容も，年を経るにしたがい，児童福祉需要の増加や多様化，あるいは福祉施策の充実に伴い，いよいよ複雑多岐に亘るようになってきた。

そうした児童相談所の活動を，時代の要求に応じたものにし，効果的に運営してゆくことは，現代のように家庭や学校，あるいは地域社会において，児童の反社会的，非社会的行動などが深刻な社会問題化している状態のもとにあっては急務といえる。

そのためには，先ず現在の児童相談所の活動の実態の把握が先決である。児童相談所の活動の実態を示すものとしては，厚生省報告例や，児童相談所業務報告がある。

しかし，現行の報告例の内容には，必らずしも前記の如く社会の変動と共に変化し，多様化した相談活動を的確に示すとはいえぬ点が多々あることは事実である。今回の研究は厚生省報告例の検討をおこない，今後の統計のあり方について研究し，相談活動の強化を図ろうとするものである。

Ⅱ　研究方法

全国の児童相談所を対象にした厚生省報告例の内容についての意見調査と，東京とその近県の児童相談所の職員に対する面接調査を実施し，その分析を通じて，児童相談所の機能をより明確にするために必要な報告項目の再構成と，その改訂案についての考察を行った。

質問紙調査は，全国の 162 か所の児童相談所総べてを

第73　児童相談所経路別児童受付（児童福祉法）

都道府県名
指定都市名
昭和　年　月分報告

	児童委員から通告（月中）(1)	福祉事務所から送致又は通知等（月中）(2)	警察から送致関係通告（月中）14歳未満 (3)	警察から送致関係通告（月中）1418歳未満 (4)	保健所から通知等（月中）(5)	都道府県市町村関係から通告（月中）(6)	家庭裁判所から送致（月中）14歳未満 (7)	家庭裁判所から送致（月中）1418歳未満 (8)	児童福祉施設から相談（月中）(9)	里親・保護受託者から相談（月中）(10)	学校から相談（月中）(11)	家族・親せきから相談（月中）(12)	近・隣・知人から通告（月中）(13)	児童本人から相談（月中）(14)	その他から通告等（月中）(15)	計 (16)	（再掲）在所つづけて延べ人員（月中）(17)	（再掲）巡回相談で受付けたもの（月中）(18)
男																		
女																		

対象とし，昭和57年10月から11月ににかけて行い114か所から回答を得た（回収率70%）。

質問紙の質問項目の内容は，相談活動の流れを知るに必要な最少限の項目を選び以下の如きものとした。なお，表の番号は，「厚生省報告例」（厚生省大臣官房統計情報部）に基づいている。

●質問1

児童相談所が現在どのような種類のケースを扱っているかを明確にするためには，どのような報告内容が望ましいとお考えですか。現行のものについての御批判も併せてお聞かせ下さい。（第73，第74）

●質問2

児童相談所でケースがどのように処理されているかをより明確にするためには，どのような報告内容が望ましいとお考えですか。現行のものについての御意見も併せてお聞かせください。（第75）

●質問3

児童相談所での調査・判定・指導など日常の業務活動の内容をより明確にするためにはどのような報告内容が望ましいとお考えですか。現行のものについての御批判も併せてお聞かせください。（第75－5）

●質問4

児童相談所の一時保護所における業務をより明確にするためには，どのような報告内容が望ましいとお考えですか。現行のものについての御批判も併せてお聞かせください。（第75－4）

●質問5

児童相談所の諸活動の全体をより明確にするためには

都道府県指定都市名

昭和　　年度分報告

第74　児童相談所相談別児童受付（児童福祉法）

	養護相談 (1)	保健相談 (2)	肢体不自由相談 (3)	視聴・言語障害相談 (4)	重症心身障害相談 (5)	精神薄弱相談 (6)	自閉症相談 (7)	教護相談 (8)	触法行為等相談 (9)	長欠・不就学相談 (10)	性向相談 (11)	適性相談 (12)	しつけ相談 (13)	その他の相談 (14)	計 (15)
0　歳															
1　歳															
2　歳															
3　歳															
4　歳															
5　歳															
6　歳															
7　歳															
8　歳															
9　歳															
10　歳															
11　歳															
12　歳															
13　歳															
14　歳															
15　歳															
16　歳															
17　歳															
18歳以上															
計															
3歳児精神発達精密検診（再掲）															

特別児童扶養手当支給にかかる判定相談（15の再掲）	

都道府県
指定都市名

第75　児童相談所における相談別処理（児童福祉法）　　昭和　　年度分報告

	処理件数																未処理件数（年度末現在）	
	訓戒・誓約 (1)	児童福祉司の指導 (2)	知的障害者福祉司・社会福祉事務所へ送致又は通（精神薄弱者福祉司・社会福祉主事の指導を含む。） (3)	児童委員の指導 (4)	里親・保護受託者委託 (5)	児童福祉施設 収容 (6)	児童福祉施設 通園 (7)	国立療養所委託 (8)	法第27条第1項第4号により家庭裁判所に送致されたもの (9)	他の機関にあっ旋紹介 (10)	面接指導 2回以上継続するもの (11)	面接指導 1回のみのもの (12)	その他 (13)	計 (14)	法第27条第1項第2号により家庭裁判所に送致されたもの（(6)の再掲） (15)	施設入所待機（(10)の再掲） (16)	総件数 (17)	施設入所待機（(17)の再掲） (18)
養護相談									／									
保健相談									／									
肢体不自由相談									／									
視聴・言語障害相談									／									
重症心身障害相談									／									
精神薄弱相談									／									
自閉症相談									／									
教護相談 14歳未満																		
教護相談 14歳以上18歳未満																		
触法行為等相談 14歳未満																		
触法行為等相談 14歳以上18歳未満																		
長欠・不就学相談									／									
性向相談									／									
適性相談									／									
しつけ相談									／									
その他の相談									／									
計																		

都道府県
指定都市名

第75—5　児童相談所における調査・判定及び心理治療・カウンセリング（児童福祉法）　　昭和　　年度分報告

	調査			判定 医学的検査			判定 心理学的検査			心理治療・カウンセリング		
	訪問面接調査 (1)	所内面接調査 (2)	その他 (3)	診察 (4)	脳波測定 (5)	その他 (6)	知能検査 (7)	人格検査 (8)	その他 (9)	精神科医 (10)	心理判定員 (11)	ケースワーカー (12)
児童												
保護者												
その他												
計												

第75－4　一時保護児童（児童福祉法）

都道府県
指定都市名

昭和　年度第　四半期分報告

	前期末未処理 (1)	受付（期中） 0～5歳 (2)	6～11歳 (3)	12歳以上 (4)	処理（期中） 児童福祉施設入所 (5)	里親・保護受託者 (6)	他児相関機関に移送・所の児童 (7)	帰宅 (8)	その他 (9)	計 (10)	期末未処理 (11)
養護											
精神薄弱											
教護・触法											
その他											
計											
延日数	／	／	／	／							

どのような報告内容が望ましいとお考えですか。御参考までにいくつかの項目を記しておきましたが，他にもありましたらつけ加えてください。

○地域における親などを対象にした教室など　年延（　）回

○巡回相談　年延（　）回

○電話相談　年延（　）回

○乳幼児健診への参加　年延（　）回

●質問6

児童相談所の機能なり活動を，質・量の面から正しく把握できるようにするためにはどのような業務報告が望ましいか，その全体的な構成についての御意見をお聞かせください。現在は受付，調査，判定，指導，一時保護という流れの中でその数がとらえられております。現行の構成についての御批判でも結構です。

又，東京都と埼玉，千葉，神奈川の3県の児童相談所職員との面接調査は，質問紙の項目と同じような内容のものをテーマにして数回行い，討議を実施し，多くの提案を得た。

Ⅲ　調査結果

質問紙調査の結果，回答の主なものを記すと以下の如くなる。

◎質問1について（第73表）

イ．「児童福祉施設から」

保育所と収容施設に分ける　13

ロ．「学校から」

幼稚園と学校に分ける　13

ハ．「保健所から通知」

「保健所・医療機関から」とする。　12

ニ．「他児相から移管，通告」を設ける　11

ホ．「保育所・幼稚園から」を設ける　10

第74表について

イ．「保健相談」

・削除する　12

ロ．「視聴・言語障害相談」

・視聴と言語障害に分ける　26

・視覚，聴覚，言語の三つに分ける　8

・乳幼児期の場合発達の遅れと言葉の遅れの分類が困難　8

・「言語の遅れ相談」を設ける　3

ハ．「精神薄弱相談」

療育手帳，特児手当等の単なる判定を分ける　5

ニ．「教護」「触法行為等相談」

教護と触法相談を一本化する　17

ホ．「長欠・不就学相談」

「不登校相談」「登校拒否相談」とする　18

この項目は削除する　7

ヘ．「性向」「適性」「しつけ相談」

性向としつけ相談を一本化する　5

性向から情緒障害，登校拒否を独立させる　4

性向はわかりやすい名称に改める　3

ト．「その他の相談」

「里親相談」を独立させる　3

「電話相談」を設ける　3

チ．「再掲欄」について

療育手帳，福祉手当の判定欄を設ける　8

リ．その他

相談種別の改訂，分類の確立　15

◎質問2について（第75表）

イ．「訓戒・誓約」

削除し面接指導に含める　12
ロ．「面接指導」
回数の細分化と指導方法の別を設ける　21
名称を助言指導と継続指導等に変更　10
困難の度合によって段階を設ける　6
面接(1)(2)の再検討　5
ハ．「施設入所待機」
削除する　20
ニ．「未処理件数」
削除する　12
◎質問3について（第75－5表）
イ．「調査」
調査を調査指導とし単なる調査のみでないことを明らかにする　4
「その他」欄は削除する　4
「面接調査」の規定を明確にする　3
ロ．「判定」
①「医学的検査」
医師の診察を精神科と小児科に分ける　7
脳波測定欄は削除　4
②「心理学的検査」
発達検査の欄を設ける　10
行動観察の欄を設ける　10
面接の欄を設け回数を計上する　7
調査・判定・治療を相談種別に明確化　8
③「心理治療・カウンセリング」
治療方法や指導形態別に計上する　4
集団と個別に分ける　6
言語治療，行動療法を入れる　4
実数と延実施数の両方を計上　7
◎質問4について（第75－4表）
イ．年齢区分
乳児，小学生，中学生，その他に分ける　9
12歳以上を12～14，15歳以上の二つに分ける　5
ロ．処　理
児童福祉施設入所を種類別に分ける　4
帰宅は「児童福祉司指導」「福祉事務所送致」などに分ける　3
ハ．表側について
長欠・不就学を入れる　25
性向を加える　12
ニ．その他の意見
保護の目的欄を設ける　14
◎質問5について（必要追加項目）
イ．関係機関との各種連絡調整会議　39
ロ．各種キャンプ　19
ハ．里親会活動等　15
ニ．各種巡回相談　16
ホ．就学指導委員会　14
ヘ．在宅重症心身障害児訪問指導　12
ト．障害幼児集団指導　10
チ．乳幼児健診　5

Ⅳ　考察，提言

以上の質問紙調査と，児童相談所職員に対する面接調査の結果から，現行の厚生省報告例の項目について検討し，その改訂案を考察した。

(1)　第73　児童相談所経路別児童受付について

第73は児童相談所のケースが如何なる経路で来所したかを示すものであり，児童相談所活動の実態を把握するためには極めて重要な表である。相談のケースの来所経路を知ることはその流れの源を知ることであり，ケースの受け入れ方策を考える際の貴重な情報源となるものである。

なお問題は第73表のみについていえることではなく，すべての表にいえることであるが項目を細分化し，具体性をより多く持たせることがどれほどの意味をもつかということである。たしかに項目を細分化し，具体性を持たせればそれだけケースの流れを細かく具体的に知ることが出来るが，全体の大きな流れについてみる時は逆に妨げともなり一概に利点ばかりを強調することはできない。特に国レベルでみる場合には，都道府県や児童相談所レベルでみる場合と違い，いたずらに細分化する必要もないわけである。

そこで今回の研究においては，項目の下に下位項目（小項目）をおき，必要に応じてまとめたり，細分化したりすることが可能な内容のものを考察した。つまり表の数字に柔軟性をもたせたわけである。

◎改訂の主な点（項目について）

①　都道府県市町村関係から

従来設けられていた「児童委員から通告」「福祉事務所から送致又は通知」という項目をまとめて「都道府県，市町村関係から通告」と一本化した。何故なら福祉事務所や児童委員からというケースは，その殆んどは都道府県，市町村を経由してくるケースだからである。このことは法的にみても当然で，そうした経路を法的にとることになっているからである。又，下位項目の「その他」には他児相からの照会や調査のケースも当然含めて考えることとした。

② 児童福祉施設から

この場合も下位項目として「保育所」「通園施設」「収容施設」「その他」の四つを設けた。ここでいう通園施設とは保育所を除く通園形態をとる児童福祉施設である。

③ 保健医療機関から

最近は保健所からだけでなく，各種の医療機関から送致されたり，連絡を受けて来所するケースが増加してきたのでこのように両者を対象とした項目を設けた。「医療機関から」の中には当然民間の病院や医院などの機関も含まれている。

④ 学校関係から

学校からのケースについては，その流れの内容を知るために，少なくとも幼稚園と学校とを分ける必要があるが，この際，校内暴力などの問題もあるので，小学校と中・高校とを分離して計上できることにした。

⑤ 別掲について

措置変更や期間延長は再掲とし，巡回相談や電話相談のケースは別掲に計上させることにした。この他の地域における活動については別表を作って計上することが必要であるとの意見もありここでは計上しないことにした。

◎改訂案（従来通りの項目については記入法を省略した）

① 都道府県・市町村関係から送致，又は通告等

- 福祉事務所から
- 児童委員から
- その他から

●記入法

従来設けられていた福祉事務所から送致，又は通告等の項目と，児童委員から通告の項目に含まれるケースと，都道府県・市町村の関係機関から通告された児童のケース総てをまとめて計上する。その際に福祉事務所と児童委員からのケースについてはそれぞれに区分して計上し，その他には，他の児童相談所からの照会，調査依頼のケースなどを計上する。

② 児童福祉施設から相談

- 保育所から
- 通園施設から
- 収容施設から
- その他から

●記入法

保育所と，保育所以外の児童福祉法による通園施設，収容施設からの相談ケースと，その他の児童福祉施設（法外施設など）からのケースを計上する。

③ 警察関係から通告

現行通り。

④ 家庭裁判所から送致

現行通り。

⑤ 保健・医療機関からの通知等

●記入法

保健所と，病院・診療所・医院などから通知，連絡を受けて来所したケースについて計上する。

⑥ 学校関係からの相談

- 幼稚園から
- 小学校から
- 中・高校から

●記入法

幼稚園，小学校，中学・高校等学校関係者から送致，連絡を受けたケースについて計上する。

⑦ 家族・親戚から相談

現行通り。

⑧ 里親・保護受託者から相談

現行通り。

⑨ 近・隣・知人から通告

現行通り。

⑩ 児童本人から相談

現行通り。

第73　児童相談所経路別児童受付（児童福祉法）改訂案

経路 / 性別	都道府県市町村から通告			児童福祉施設から相談				警察から通告		家庭裁判所から送致		保健医療機関から通知等		学校から相談			家族・親せきから相談	里親・保護受託者から相談	近隣・知人から通告	児童本人から相談	その他から通告等	計	再掲		別掲	
	福祉事務所	児童委員 (1)	その他	保育所	通園施設 (2)	収容施設	その他	14歳未満 (3)	14歳以上	14歳未満 (4)	14歳以上	保健所 (5)	病院等	幼稚園	小学校 (6)	中・高校	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	措置変更 (13)	期間延長 (14)	巡回相談 (15)	電話相談 (16)
男																										
女																										

第74　児童相談所相談別児童受付（児童福祉法）改定案

都道府県
指定都市名

昭和　　年度分報告

	養護相談(1)	保健相談(2)	心身障害 肢体不自由相談(3)	視聴覚障害相談(4)	言語障害相談(5)	重症心身障害相談(6)	精神薄弱相談(7)	自閉症相談(8)	非行 教護相談(9)	触法行為等相談(10)	育成 性向相談(11)	登校拒否相談(12)	適性相談(13)	ことばの遅れの相談(14)	しつけ相談(15)	措置変更等に伴う相談(16)	その他の相談(17)	計(18)
0　歳																		
1　歳																		
2　歳																		
3　歳																		
4　歳																		
5　歳																		
6　歳																		
7　歳																		
8　歳																		
9　歳																		
10　歳																		
11　歳																		
12　歳																		
13　歳																		
14　歳																		
15　歳																		
16　歳																		
17　歳																		
18歳以上																		
計																		
3歳児精神発達精密検診（再掲）																		

特別児童扶養手当支給にかかる判定相談（(18)の再掲）	

この表は，児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）により児童相談所が受け付けた件数のうち，本年度中に判定会議等の結果，相談種別を決定した件数を計上するものである。

⑪　その他から通告等

●記人法

表頭に掲げる経路(1)～(10)の各欄に該当しないケースについて計上する。措置変更については別掲とする。

(2)　第74　児童相談所相談別児童受付について

第74は児童相談所にどのような種類のケースが来所しているかを示すもので，児童相談所の活動の実態を知る上で非常に重要な表といえる。

この表の項目については，社会状況の変化や児童の生活の変容などにより，新しい項目を必要とするものや，項目そのものの手直しを要するものが当然考えられる。研究のための話し合いの席上でも多くの意見が出され，改訂への要望が盛んであった。

◎改訂の主な点

①「心身障害」「非行」「育成」の大項目の新設

従来は相談種別を14項目に分類していたが，つぎに示すように視聴・言語機能障害相談を「視聴覚障害相談」「言語障害相談」に分離し，また「登校拒否相談」「ことばの遅れの相談」「措置変更等に伴う相談」を追加した。このように項目の増加に伴い新たに「心身障害」「非行」「育成」の大項目を設けた。「心身障害」は，肢体不自由，視聴覚障害，言語障害，重症心身障害，精神薄弱，自閉症の6種別を下位項目としてある。

教護，触法は一本化した方がよいとの意見が質問紙調査の回答に数多く寄せられていたが，法律との関係から従来通りにすることとし，この二つをくくって「非行」の大項目とした。

性向，しつけ，適性についても性向，しつけの一本化

や分類しやすい項目に改めるなどの意見もあったが,「登校拒否相談」「言葉の遅れの相談」を新たに加え大項目「育成」とした。

大項目の設定の理由は，小項目の増加と，もう一つには厚生省レベルでは小項目毎の数字よりも大項目分類の数字の把握の方が，より利用価値があると思われるからである。しかし県，児童相談所レベルでは相談後の処理のために小分類の修正，追加を行い，きめ細かな対応の便を図った。

② 視聴・言語障害相談を「視聴覚障害相談」「言語障害相談」とに分離

視聴・言語障害では視聴覚障害と言語障害それぞれの実態が把握し難く，今回の調査においても分離の意見が多数あったので二つに分離することにした。

③ 登校拒否相談の新設

児童相談所創設当時にはみられなかった登校拒否は，数年来非常に増加しているが全国の児童相談所に共通認識がないために，県により長欠・不就学に計上，或いは性向や適性，その他に計上するなど統一を欠き実態の把握が困難であった。従って改訂案では「登校拒否相談(登園拒否を含む)」を新設することにした。

④ ことばの遅れの相談の新設

乳幼児期のことばの遅れについての相談は近年とみに増加しているが，年齢が小さいほどその判定，診断は困難であり，言語障害相談，精神薄弱相談に計上するのは実態にそぐわないので新しく「ことばの遅れの相談」欄を設けた。

⑤ 措置変更等に伴う相談を新設

措置中のケースで措置の変更に伴う相談の件数はかなりあるが，従来の第74では計上する項目がないために，その他の相談に計上していたが，児童相談所の活動の流れとしては重要であるので新たに独立して「措置変更等に伴う相談」を設けることにした。

⑥ 長欠・不就学相談の廃止

児童相談所発足当時はこの相談件数は多かったが，時代の推移，社会状勢の変化と共に著じるしく減少し，この項目に対する再検討の要望も大きく，登校拒否と紛らわしいので思い切って削除することとした。

◎改訂案

① 養護相談

現行通り

② 保健相談

現行通り

③ 肢体不自由相談

現行通り

④ 視聴覚障害相談

• 記入法

盲，弱視，色神異常，ろう，難聴等，視・聴覚機能障害児に関する相談について計上すること。

⑤ 言語障害相談

• 記入法

構音障害，吃音，発達失語等で音声，言語機能障害児に関する相談について計上すること。

⑥ 重症心身障害相談

現行通り

⑦ 精神薄弱相談

現行通り

⑧ 自閉症相談

現行通り

⑨ 教護相談

現行通り

⑩ 触法行為等相談

現行通り

⑪ 性向相談

現行通り

⑫ 登校拒否相談

• 記入法

登校（登園）拒否に関する相談について計上すること。

補「長欠・不就学相談」は「その他の相談」に計上すること。

⑬ 適性相談

現行通り

⑭ことばの遅れの相談

• 記入法

ことばの遅れに関する相談について計上すること。

⑮ しつけ相談

現行通り

⑯ 措置変更等に伴う相談

• 記入法

措置変更等に伴う相談について計上すること。

⑰ その他の相談

• 記入法

表頭に掲げる①～⑯の各欄のいずれにも該当しない相談について計上すること。

(3) 第 75　児童相談所における相談別処理について

第75は児童相談所のケースがどのように処理されるかを示す表であり，ケースの流れを示す最も重要な表ともいえる。

従って今回の調査でも改訂への要望が非常に多い箇所であった。要するにこの場合も，現実に即した項目が必

要であると同時に，合理的な内容にし，ケースの処理が誰の目にも明らかになるような改訂が望まれる，というような意見が多く寄せられていた。しかし，その中には法の規定を変更しない限り削除することが不可能なものもいくつかあったため，必ずしも現時点では要望に応ずることができなかったことも事実である。

◎改訂の主な点

① 他機関にあっ旋・紹介

質問紙の回答には，他機関を保健所，医療機関等具体的に挙げるとか，この項目は削除し面接指導に含めるなどの意見もあったが，現在「その他」に計上している他の児童相談所，福祉事務所，児童福祉施設等にあっ旋・紹介したものを新たに含めこの項目は存続させることとした。

② 面接指導

第75表の中で，質問紙による意見調査ならびに児童相談所職員との面接調査で一番多く意見が寄せられたのがこの項目である。例えば面接指導の回数の細分化とか指導方法，個人とグループ等の別を設ける，名称を助言指導と継続指導（通所，治療等）に変更する，困難の度合により段階に分ける等であった。従って，面接指導2回以上継続するものは継続指導に，1回のみのものは助言指導に名称を改めることとした。

③ 施設入所待機(16)

この項目は不要であるとの意見が多く現時点では削除することにする。

④ 未処理件数

未処理件数は不要，意味が不明確，用語の改訂等の意見も多くみられたが，処理は措置・指導・調査・判定・一時保護・内議等の総合的用語であり，未処理は処理への進行，取扱中のケースのことをいうのである。よって年度末現在の未処理件数を計上することとする。

⑤ 訓戒・誓約

主として非行ケースの親子に対し，或いは虐待ケースの保護者に適用されるが，この項目は削除し，面接指導に含めるとか，訓戒・誓約，児童福祉司指導，面接指導を再編成するなどの要望があったが，法に規定されている限り存続することとなる。

⑥ 児童委員の指導

現時点でこの措置が使用されていないので削除したらの意見もあるが，今後の活用を期し，このまま存続させる。

⑦ 国立療養所委託

児童福祉施設との一本化の要望があるが，法的に措置と委託措置とに区別して使用されているので一本化はできない。

◎改訂案

① 訓戒・誓約

現行通り

② 児童福祉司の指導

現行通り

③ 福祉事務所へ送致又は通知

現行通り

④ 児童委員の指導

現行通り

⑤ 里親・保護受託者委託

現行通り

⑥⑦ 児童福祉施設　収容・通園

現行通り

⑧ 国立療養所委託

現行通り

⑨ 法第27条第1項第4号により家庭裁判所に送致されたもの

現行通り

⑩ 他の機関にあっ旋・紹介

• 記入法

他の児童相談所，福祉事務所，児童福祉施設，保健所，病院，研究所又は教育相談所等他の機関にあっ旋・紹介の処理をしたものの数を計上すること。

⑪ 継続指導

• 記入法

カウンセリング又は遊戯治療等，面接により複雑な指導を少なくとも2回以上にわたって継続実施することに決定したものの数を計上すること。

⑫ 助言指導

• 記入法

簡単な指示又は助言を与えることにより1回程度の面接で比較的単純に指導処理を行うことに決定したものの数を計上すること。

⑬ その他

• 記入法

表頭に掲げる処理種別の(1)～(12)の各欄のいずれにも該当しないすべての処理件数を計上すること。

⑭ 法第27条の2により家庭裁判所に送致されたもの（(6)の再掲）(15)

⑮ 未処理件数

件数 (16)

• 記入法

年度末現在の未処理件数は一時保護施設に収容中のものも含めて計上すること。この場合，児童相談所に併設

第75　児童相談所における相談別処理（児童福祉法）改訂案

都道府県指定都市名
昭和　　年度分報告

	処理件数															未処理件数（年度末現在）
	訓戒・誓約 (1)	児童福祉司の指導 (2)	又は福祉事務所へ送致 (3)（福祉主事の指導を含む。精神薄弱者福祉司・社会）	児童委員の指導 (4)	里親・保護受託者に委託 (5)	児童福祉施設 収容 (6)	児童福祉施設 通園 (7)	国立療養所委託 (8)	法第27条第1項第4号により家庭裁判所に送致されたもの (9)	他の機関あっせん (10)	面接指導 継続指導 (11)	面接指導 助言指導 (12)	その他 (13)	計 (14)	家庭裁判所に送致された法第27条の2により（(6)の再掲） (15)	件数 (16)

第75－4　一時保護児童（児童福祉法）改訂案

都道府県指定都市名
昭和　　年度第　　四半期分報告

（所内保護分）

	前期末継続保護 (1)	受付（期中） 0～5歳 (2)	6～11歳 (3)	12～14歳 (4)	15歳以上 (5)	小計 (6)	処理（期中） 児童福祉施設入所 養護施設 (7)	虚弱児施設 (8)	精薄児施設 (9)	教護院 (10)	その他 (11)	小計 (12)	里親等 (13)	他児相等へ移送 (14)	帰宅 (15)	その他 施設等へ復帰 (16)	無断外出 (17)	その他 (18)	小計 (19)	計 (20)	期末継続保護 (21)
養護							(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
精神薄弱							(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
非行							(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
育成							(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
その他							(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
計							(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)

（委託保護分）

	前期末継続委託	委託（期中）	委託解除（期中） 警察等	児童福祉施設	里親	その他	期末継続委託
児童数							
延日数							

・年間延保護日数＝各期処理の計
　＋第4四半期末継続保護
　－第1四半期分前期末継続保護

された一時保護施設以外のところで行っている一時保護委託についても計上すること。

(4)　第75－4　一時保護児童について

第75－4は児童相談所の一時保護所収容児童の実態を示すものである。

今回の調査では，一時保護所の機能を明確にするには表側の項目も現状に即したものに改め，表頭の項目を今より細分化することが必要であるとの意見が多く出された。

◎改訂の主な点

①　年齢区分の細分化

受付児童の年齢のうち，12歳以上は一つにまとめられているが，これを細分化した方がよいとの意見があり，特に中学卒業生については処遇内容が異るので12歳～14歳，15歳以上に分けることとした。

②　処理項目の再構成

処理については保護者のもとに帰ったのか或いはそれに代る公的な施設等で監護することになったかを目安として項目の再構成をはかった。

③　相談種別の追加

対象児童について，最近の傾向として長欠，登校拒否等を主訴とする児童の保護が増加しており，その処遇（生活指導・学習指導等）にも特に配慮が必要となっているので実態を明確にするための項目を加えた。

④　保護延日数の再掲

処理に保護延日数を（　）で再掲するとともに，前期末処理についても計上して経費面との整合性を図る。

⑤　委託保護先の細分

委託先について，警察関係以外に特に件数の多い施設，里親等を加える。

⑥ 用語の修正

期，年度等をまたがって保護を継続した場合に未処理としているが，誤解を招くので継続保護とした。

◎改訂案

① 前期末継続保護

用語修正のみで現行通り

② 受 付

年齢区分を4段階に細分した以外は現行通り

③ 児童福祉施設入所

施設種類を具体的に挙げたほかは現行通り

④ 里親・保護受託者委託

現行通り

⑤ 他児相等へ移送

現行通り

⑥ 帰 宅

現行通り

⑦ その他

・記入法

現行では一括して「その他」に計上していたものを「施設等へ復帰」「無断外出」「その他」に分けて計上すること。

⑧ 期末継続保護

用語修正のみで現行通り

表側

⑨ 養 護

現行通り

⑩ 精神薄弱

現行通り

⑪ 非 行

用語を相談種別の大項目に修正したが内容は教護・触法の現行通り

⑫ 育 成

・記入法

登校拒否，性向等児童の育成に関する相談について計上すること。

(5) 第75－5 児童相談所における調査・判定及び心理治療・カウンセリングについて

第75－5表については，児童相談所調査回答でも，改訂項目が他に比べて多く出たところであり，中には相反する改訂意見もあり，それらの取り扱いも含めて，長年にわたって実績をもっている現行の表との比較もできるよう項目の取捨選択に努めた。

しかし，この統計表は児童相談の実績と相談の効果傾向とをみるものである。そこには自ずから，国政レベルでの調査項目と，地方レベル，特に児童相談所レベルでの調査項目とには違いがある。この間の調整は，今後の児童相談所の物理的機械の導入（パンチカード→コンピューター）等によって解決が計られることであろう。

又，地方・児童相談所レベルにおいては，児童相談の各般にわたって（相談・調査・判定・心理治療等）評価もできるようにとの要望もあった。その他，現行の表にあらわれない項目として，児童相談所の地域活動，職員による講演会・研修会の講師としての活動，他の機関との打ち合せ会出席等の活動が挙げられていた。これらは地方レベルでは必要な事項であろうが，国レベルの調査項目との違いであり，今後とも児童相談所レベルで統計・整理を続けておく必要があろう。

今回第75－5表は，先のような主旨をもって相当の改訂を加えたのが次表である。

◎改訂の主な点

① 表題の改訂

第75－5 児童相談所における調査・判定及び心理治療等と表題を改めた。

② 調査の改訂

イ．調査を社会調査と改めたが，これは他の表（75－3）の調査と異ることを明確にした。

ロ．訪問面接調査，所内面接調査を訪問調査指導，所内調査指導と改めた。この欄はケースワーカーの活動を計上するのであって，それも指導のために面接(面Ⅱ)したのを計上するものである。

③ 判定の改訂

イ．医学的検査は，現行ではただ診察だけで各科医師の診察を計上したが，小児科・精神科・整形外科に分類計上するようにした。他の科も分類をとの意見もあったが，少数意見であったのでその他に計上することとした。

ロ．聴力検査の計上。最近の児童相談所では，言語遅滞の相談が増加してそれに伴って聴力検査による診断も増加の傾向にあるのでこれを計上できるようにした。

ハ．他に性病検査・妊娠検査等を設けるようにとの意見や，理学的検査・診断書作成の欄を設けるようにとの意見もあったが，児童相談所レベルで計上するようにした。

ニ．心理学的検査では，現行の項目に発達検査，行動観察の項目を設け，それぞれの検査の数を計上するようにした。

ホ．人格検査をパーソナリティ検査と改め，検査を

明確にした。

上記分類以外の検査（職業適性検査等）は，その他の欄に計上する。

④　心理治療・カウンセリング

イ．心理治療・カウンセリングを心理治療等に統合した。現在の児童相談所では，カウンセリングの認識の仕方が不統一であるので，心理治療等に統合し計上するようにした。

ロ．心理治療等も個別と集団とに分けて件数を計上するようにした。治療技法の分類や，生活指導・学習指導の欄を設けるようにとの意見もあったが，これは児童相談所レベルで計上するようにした。

ハ．心理治療担当者は，現行では精神科医となっているが，小児科医・内科医も参加しているので，医師に統一した。

他にセラピスト・児童福祉司・ソーシャルケースワーカー等の欄を設けるようにとの意見もあったが，これも児童相談所レベルであり，又職種と専攻学科との問題であるので改訂には加えなかった。

⑤　言語治療の計上

最近の児童相談所では，先の聴力検査のところでも述べたように，言語遅滞の相談が増加してきた。この治療件数を計上する。

また言語治療担当者は，言語治療士と，他の専門家の治療件数に分けて計上する。

⑥　延件数の計上の新設

現行では実件数のみの計上であるが，一部延件数をも計上するようにした。それだけ計上に労力を要することになるが，延件数の欄を設けるとの意見が多くみられたので新設することにした。

◎改訂案

①　表題の改訂

表題を，第75－5　児童相談における調査・判定及び心理治療等，と改訂する。

②　表の説明

表の説明の文中で，「調査・判定及び心理治療・カウンセリングの件数…」を，「調査，判定及び心理治療等・言語治療の件数…」に改訂する。

③　一般的事項の1

文中の「継続的心理治療・カウンセリングを…」を「継続的心理治療等・言語治療を…」に改訂する。

④　社会調査

表頭の調査を社会調査に改訂する。

●記入法

児童福祉司又は相談員が面接により調査・指導を行ったもののほか，他の機関に照会・委嘱したものも含めて計上すること。

⑤　訪問調査指導

●記入法

ケースの家庭あるいは親せき，知人，学校，病院等関係者及び関係機関を訪問し，面接により調査・指導を行った件数を計上すること。

⑥　所内調査指導

●記入法

児童及び保護者あるいは関係者を来所させ，面接によ

第75－5　児童相談所における調査・判定及び心理治療等（児童福祉法）改訂案

都道府県名
指定都市名

昭和　　年度分報告

	社会調査			判定											心理治療等									言語治療	
				医学的検査					心理学的検査						個別				集団						
	訪問調査指導(1)	所内調査指導(2)	その他(3)	小児科診察(4)	精神科診察(5)	整形外科診察(6)	脳波測定(7)	聴力検査(8)	その他(9)	知能検査(10)	発達検査(11)	パーソナリティ検査(12)	行動観察(13)	その他(14)	医師(15)	心理判定員(16)	ケース・ワーカー(17)	その他(18)	医師(19)	心理判定員(20)	ケース・ワーカー(21)	その他(22)	言語治療士(23)	その他(24)
児童															(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
保護者															(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
その他															(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
小計															(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
累計	(　　)														(　　)									(　　)	
総計	(　　)														(　　)										

（　）延件数

り調査・指導を行った件数を計上すること。

⑦ その他

現行通り

⑧ 医学的検査

現行通り

⑨ 検査診察(4)(5)(6)

●記入法

小児科医・精神科医・整形外科医等が検査・診察を行った件数を計上する。

⑩ 脳波測定

現行通り

⑪ 聴力検査

●記入法

聴力検査を行った件数を計上する。

⑫ その他

現行通り

⑬ 知能検査

現行通り

⑭ 発達検査

●記入法

団体式又は個別式にかかわらず，各種発達検査を行った件数を計上すること。

⑮ パーソナリティ検査

●記入法

団体式又は個別式にかかわらず，検査対象者のパーソナリティ構造を主眼としてとらえようとする各種パーソナリティ検査を行った件数を計上すること。

⑯ 行動観察

●記入法

検査対象者を行動観察法によりとらえようとして行った件数を計上すること。

⑰ その他

現行通り

⑱ 心理治療等

●記入法

遊戯治療，行動療法，内観，又はカウンセリングにより複雑な指導を少なくとも2回以上にわたって継続実施したものについて計上すること。

補 ここには，個人療法と，集団療法とに分けて，治療者が複数のチームによって行う場合，当該ケースの児童及びその関係者に対してそれぞれ主任担当者を定め，主任担当者（医師・心理判定員・ケースワーカーのいずれか）の欄に心理治療等を行った児童及びその関係者についてその件数を計上すること。したがって，例えば，1人の児童を心理判定員とケースワーカーが扱った場合，心理判定員が主任担当者であれば「心理判定員(16)(20)」にのみ計上し，「ケースワーカー(19)(20)」には計上しないこと。

⑲ 医師(15)(19)

●記入法

精神科医又はその他の医師が心理治療等を行ったものについてその件数を計上すること。

⑳ 心理判定員(16)(20)

●記入法

臨床心理判定員又はセラピストが心理治療等を行ったものについてその件数を計上すること。

㉑ ケースワーカー(17)(21)

●記入法

児童福祉司又は児童相談員が心理治療等を行ったものについてその件数を計上すること。

㉒ 言語治療

●記入法

言語治療により複雑な指導を少なくとも2回以上にわたって継続実施したものについて計上すること。

㉓ 言語治療士

●記入法

言語治療士又は他の治療士が言語治療を行ったものについてその件数を計上すること。

㉔ その他(18)(22)(24)

●記入法(18)(22)(24)

他の職種の職員が治療等を行った件数を計上すること。

表側

㉕ 保護者

●記入法

法第6条に規定する保護者に社会調査，判定又は心理治療等を行ったものについて計上すること。

㉖ その他

●記入法

保護者以外の児童の関係者に社会調査，判定又は心理治療等・言語治療を行ったものについて計上すること。

(6) その他の要望について（質問5.6）

その他児童相談所の機能なり活動を，より明確に示すために業務統計にのせたいという要望のあった項目は前記の如きものであるが，たしかに地域社会における児童相談所の活動は，単にケースの流れを追っていただけで把握することは困難である。むしろ職員の動きを追う形で，その業績を明らかにすることが，児童相談所の活動をより効果的に推進してゆくためには必要なはずである。今回の回答にあったように，現在では児童相談所の職員が関っている地域における児童に関した行事や催しは非

常に多岐にわたっている。そしてその一つ一つを取り上げてみても，児童福祉の専門職としての児童相談所職員に対する期待の極めて大きいものばかりである。そうした児童相談所の活動を明らかにすることは，社会における児童相談所の位置づけを変えることにも通じ，児童相談所の活動をより容易に，活潑にさせる土台造りにもなるものである。

従って，今後これらの要望を生かすために，地域における児童相談所活動の実態を明確に示す表を別個につくり，公けにする事が必要と思われる。

又，今回の調査回答をみても，回答者の大半が，相談活動の量的把握だけでなく，質的な面からの把握がなされねばならぬことを強く訴えており，そのことは今後の大きな課題である。

そのためには繰り返し述べるように，現在の報告内容の改善が先決であり，時代に即応し，現状に適合した項目の設定や，記入上の混乱が生じやすい項目の整理や，解釈の統一が図られねばならない。この点についても，多くの回答者から強い要望が寄せられていた。

結　語

児童相談所の活動をより効果的に進めてゆくための方策を樹立するには，その活動の実態を把握することが先決であるが，残念ながら現在まで活動の実態を正しく示す資料を得ることは極めて困難であった。その最大の原因は，活動を示す統計の内容なり，資料の収集の仕方が，必ずしも満足すべきでなかったことにある，といっても過言ではなかろう。国の水準での業務報告と，都道府県，あるいは児童相談所の水準での業務報告との関連も円滑を欠き，末端の資料が中央に上ることもなく，そのまま埋もれているものも少なくなかったし，資料のとり方もまちまちで全体としてのまとまりを欠いていた。

勿論，そうした混乱なり，問題の背景には，都道府県毎の事情や地域性の違いなどがあり，斉一性を求めること自体難しいことかもしれないが，最初に述べたように，児童相談所活動をより活潑に，効果的に行うためには，その実態を関係者自身が明確に知ると同時に，周囲の人びとや社会全体がそのものを正しく理解することが是非必要なはずである。

今回の研究では，厚生省報告例の項目の一部改訂への提言に止ったが，さらにその内容を検討し，皆が納得のゆく内容にすると同時に，質的な面からの把握が可能な統計のとり方について考究し，改善への努力をはかり，国の水準での報告と，都道府県・児童相談所の水準での報告とが，合理的にかみ合った，力動的な内容をもったものにしてゆくことが必要であろう。その前提として，死文化した法規の改正も必要であろうし，新しい児童福祉需要の明確化と，それに応じた行政の組織なり，動きというものがなくてはならないのは当然である。今回の調査でも，そうした問題にぶつかることが多々あったことは事実である。つまり，児童相談所の活動の効果を高めるためには，児童福祉活動を全体的にとらえ，その中に児童相談という活動を如何に組み込み，活動させてゆくか，ということが最大の課題なわけであり，繰り返し述べる質的分析ということも，そうした他の児童福祉活動とのかかわりの中でこそ力動的にとらえることが可能なのである。それがない限り，児童相談所統計は生きたものにならぬはずである。

今回の研究は，児童相談所の業務報告の項目についての検討を行ったものであり，一応提案の資料となるものが得られたが，あくまでもこれは，最終目標である児童相談所の機能なり活動の増進を期するための基礎的資料とでもいうものである。今後引き続きこの研究をさらに発展させた調査研究を行い，業務報告を単に活動の量的な面だけでなく，質的な面からの解析を可能にする内容のものにしていく予定である。

なおこの研究に御多忙の中を快く御協力を頂いた全国の児童相談所職員の方がた，並びに厚生省児童家庭局企画課下平幸男専門官・北村定義児童相談所係長に心から謝意を表したい。